

仮免申請時・免許申請時の住民票（原本）について

令和7年10月1日から施行される改正内閣府令等により免許の新規取得時および、併記取得時（二輪免許等所持の方）などの必要書類が変更されることとなりました。

**仮免許又は免許申請時に発行日から6か月以内の本籍又は国籍等の
特定事項が記載された住民票原本を申請書に添付する事**

上記内容に変更となりました。

これからご入校をお考えの方、既にご入校をいただいている方で
令和7年10月1日以降に仮免許又は免許申請をされる方は発行日から
6か月以内の住民票が必要となりますので期限にご注意ください。

【普通車の方】（免許をお持ちの方を除く）

仮免許申請時に6か月以内の住民票 1枚

本免許申請時に6か月以内の住民票 1枚

【二輪車の新規の方】

本免許申請時に6か月以内の住民票 1枚

外国籍の方は上記内容に加え、住民票に記載することとされている事項

○特定事項（氏名・生年月日・性別・国籍等・外国人住民となった年月日など）が
記載されているもの

○中長期在留者は、中長期在留者である旨、在留資格、在留期間、在留期間の
満了の日、在留カード番号が記載されているもの

○特別永住者は、特別永住者である旨、特別永住者証明書の番号が
記載されているもの

※上記内容が記載されておらず省略されている住民票や発行日から6か月を
過ぎている住民票は、学科試験を受験することが出来なくなります。

住民票の再取得について

在籍されている方

・すでにお預かりしている住民票は、仮免申請時に発行日から6か月が
過ぎますと再度住民票の取得をしていただかないと仮免検定を受けること
ができません。

ご新規の方

・ご入校時に取得していただいた住民票が仮免申請時に発行日から6か月
が過ぎますと新しい住民票を再取得していただくため、
入校日、前、1ヶ月以内に発行した住民票をご用意ください。

入校時などにご提出していただいた住民票（原本）は仮免申請時に試験場に提出を
してしまうので、当校をご卒業され試験場に行く際、上記記載のある新しい住民票を
再取得し試験場にお持ちください。